

【論文】

「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」愛知学院大学宗教法制研究所紀要 58 巻（平成 30 年 3 月）

【研究会報告】

「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」動物法理論研究会（平成 29 年 9 月 23 日，於：一橋大学西キャンパス）

「千葉県青少年健全育成条例 30 条本文（『この条例に違反した者が青少年であるときは，この条例の罰則は，青少年に対しては適用しない。』）の法的性格」特別刑法判例研究会（平成 29 年 12 月 16 日，於：早稲田大学早稲田キャンパス）

「動物虐待関連犯罪の保護法益に関する立法論的考察」（公益財団法人大幸財団「平成 28 年度人文・社会科学系学術研究助成」成果報告）刑事法総合研究（平成 30 年 2 月 3 日，於：名古屋大学東山キャンパス）